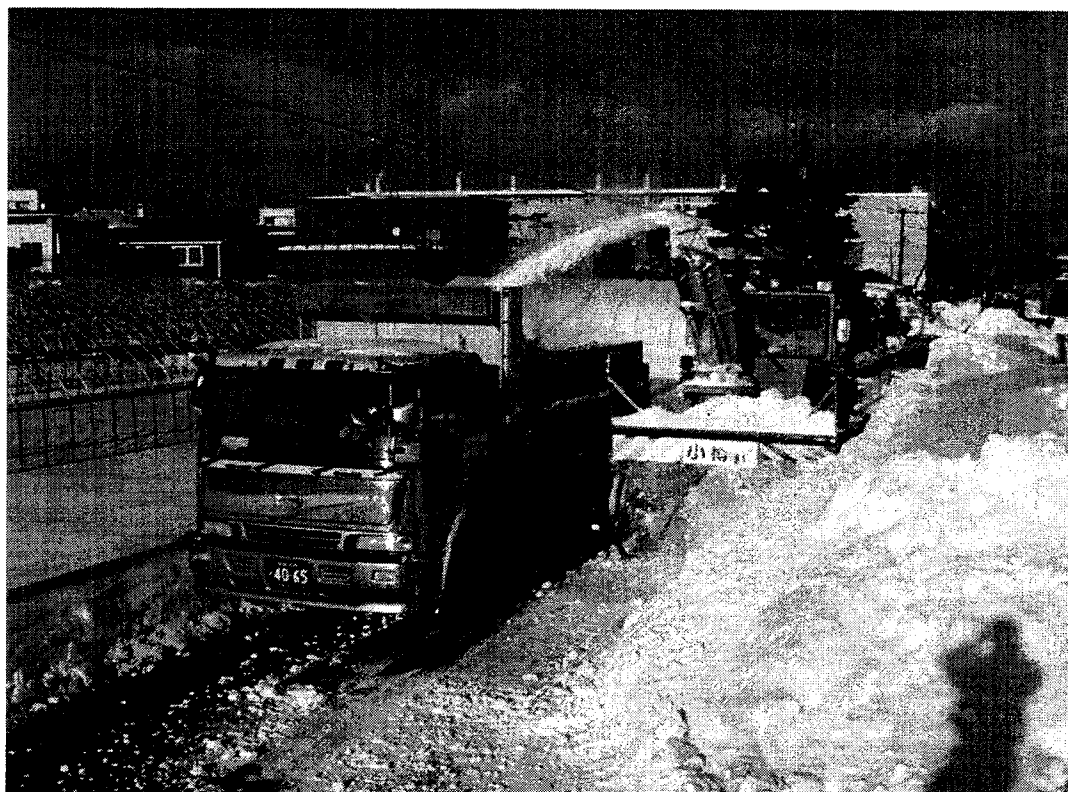


平成30年度 小樽市除排雪計画



平成30年11月

小樽市建設部建設事業室維持課 作成

目 次

1.	基本方針（小樽市総合計画）	P1
2.	当該年度の除排雪計画	P2
3.	当該年度の雪対策情報	P7
4.	除雪車の紹介	P9
5.	除雪ステーション対象区域	P11
6.	除雪懇談会	P11
7.	排雪用貸出しダンプ制度	P11

※3、4、5、6、7は小樽市HP公表用

1. 基本方針

小樽市の除排雪

(1) 現状と課題

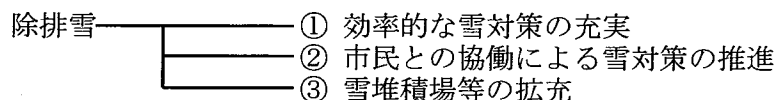
本市は多雪地域であり、地形的に山坂が多く、道幅が狭いという厳しい環境にあります。ライフスタイルの変化やモータリゼーション^{※1}の進行など多様化する市民ニーズに対応するためには、効率的な除排雪作業の実施や各道路管理者との連携強化、市民との協働による総合的な雪対策の推進が求められています。

ロードヒーティングについては、幹線道路を中心に平成20年3月末現在で219箇所設置されていますが、稼働後15年度以上経過した施設は100箇所以上あり、早急な更新が必要となっています。

陸域では地域的に山坂が多く、雪堆積場の土地の確保が難しいことや海域での雪処理場の一部については、騒音問題などがあることから、恒久的な雪処理施設の確保が求められています。

※1 モータリゼーション：自動車が普及して日常生活に欠かせなくなる現象のこと。
自動車の大衆化。

(2) 施策の体系



(3) 施策の内容

① 効率的な雪対策の充実

安全で快適な冬の生活を確保するため、除排雪体制の強化や適切な路面管理を行うとともに、ロードヒーティングの計画的な更新に努めます。また、国道、道道の道路管理者との連携を強化し、冬の道路交通網の確保に努めます。

② 市民との協働による雪対策の推進

市民と連携し、効率的な除排雪体制の確立を図るとともに、地域の実情に即した総合的な雪対策に努めます。

③ 雪堆積場等の拡充

雪堆積場については、陸域において土地の確保に努めることや、海域では関係機関との調整を図るとともに、恒久的な融雪施設等の調査、研究を行います。

また、除排雪作業の効率を高めるため、沿線未利用地などの雪置き場の確保に努めます。

(4) 成果指標

指標名	指標の内容	現状値	H30目標値
ロードヒーティング 更新率	更新計画予定延長における整備率	0%	76%
		(H19年度末)	
砂まきボランティア 登録数	砂まきボランティアの登録数	119件	180件
		(H19年度)	

(5) 主な事業

- ・地域総合除雪体制^{※2}の充実
- ・ロードヒーティングの維持・更新
- ・砂まきボランティアの推進
- ・新たな雪処理施設の調査・研究

※2 地域総合除雪体制：歩道や車道の除排雪、路面の管理、砂散布などの管理を一括して実施する総合的な除排雪体制のこと。

2. 当該年度の除排雪計画

2-1. 除排雪の作業量及び主な取組

項 目	内 容
除雪体制	第1ステーション (北地域) TEL 26-2789 FAX 26-2859 第2ステーション (松ヶ枝地域) TEL 64-7057 FAX 64-7056 第3ステーション (望洋台・朝里地域) TEL 54-2902 FAX 54-2909 第4ステーション (銭函地域) TEL 61-5368 FAX 61-5367 第5ステーション (手宮地域) TEL 64-5670 FAX 64-5675 第6ステーション (勝納地域) TEL 64-5403 FAX 64-5404 第7ステーション (若竹・桜地域) TEL 64-1046 FAX 64-1048 ※除排雪の計画・管理については建設部建設事業室維持課 TEL 26-0205、26-0206 又は 32-4111(内578、579)
車道除雪	標準作業延長 5 1 2 km 第1種路線 1 2 7 k m 第2種路線 2 5 8 k m 第3種路線 1 2 7 k m
歩道除雪	標準作業延長 1 1 2 km 第1種路線 6 2 k m 第2種路線 2 2 k m 第3種路線 2 8 k m
排雪	標準作業延長 2 2 8 km 第1種路線 6 4 k m 第2種路線 7 5 k m 第3種路線 8 9 k m
凍結路面对策	(1) スリップ防止材散布 標準作業延長 5 6 k m (2) 砂箱設置 設置か所数 6 5 0 か所 (3) ロードヒーティング 設置か所数 2 3 2 か所
車両体制 (平成29年度実績)	車両台数 1 6 4 台 (1) グレーダ 1 5 台 (2) ロータリ除雪車 4 1 台 (3) タイヤドーザ 9 7 台 (4) 砂散布車 6 台 (5) 除雪トラック 5 台
雪堆積場の 開設 (予定)	(1) 市民に開放する雪堆積場 幸1丁目など 5 か所 (2) 道路管理者専用の雪堆積場 からまつ公園など 9 か所
今冬重点的に 取り組む主な項目	(1) バス路線、小中学校周辺の通学路など主要な路線を優先した排雪 ①地域総合除雪の計画排雪量を増加 ○平成29年度:34万 ^m → 平成30年度:50万 ^m (16万 ^m 増加) ②主要交差点等における見通し確保か所を増加 ○平成29年度:50か所 → 平成30年度:90か所 (40か所増加) ③観光に配慮した排雪路線を増加 ○平成29年度:4路線 → 平成30年度:5路線 (1路線増:本通第2線) (2) (1)に伴い、平成29年度実施で今年度変更する取組 ①除雪第2種路線の除雪出動基準を降雪量 (降雪見込み量含) 10cmから従来の15cmで路面管理 ②除雪第3種路線の歩行空間の確保 (試行) の廃止
そ の 他	※貸出ダンプについての問合せ先 建設部建設事業室維持課 TEL 26-0205、26-0206 又は 32-4111(内578、579)

2-2. ステーション別除雪地域及び業務分担

地域名	北 地 域	松 ケ 枝 地 域	望 洋 台 ・ 朝 里 地 域	銭 函 地 域
ステーション名	第1ステーション	第2ステーション	第3ステーション	第4ステーション
設置場所	建設事業課構内	小樽教育委員会駐車場内	新光あかしや公園内	桂岡町あけぼの公園内
共同企業体名	協誠・みかみ外2社共同企業体	嶋田・創建外2社共同企業体	近藤・鹿島道路外2社共同企業体	小田・エス・エス荒井外2社共同企業体
対象区域	忍路1~3丁目 オタモイ1~4丁目 幸1~4丁目 塩谷1~4丁目 長橋1丁目21~27番 長橋3丁目1~7番、8番の一部 長橋4~5丁目 桃内1~3丁目 蘭島1~3丁目	稲穂1丁目11、12番 入船2~5丁目 奥沢1~5丁目 潮見台1丁目1~7、10、19~23番、8・9・11番の一部 潮見台2丁目、3丁目の一部、4丁目 塩谷5丁目 住ノ江2丁目 天狗山1~2丁目 天神1~4丁目 富岡1丁目1~5、13番 花園2丁目、4~5丁目 真栄1~2丁目 松ヶ枝1~2丁目 緑1丁目1~4、7、8、17、20番 緑2丁目1~7番 最上1丁目1~5、12~19、26~35番 最上2丁目4~26番	朝里1~4丁目 朝里川温泉1~3丁目 新光1~5丁目、新光町 望洋台1、2丁目1~29番、3、4丁目	桂岡町 銭函1~3丁目 張碓町 春香町 星野町 見晴町
地域名	手 宮 地 域	勝 納 地 域	若 竹 ・ 桜 地 域	
ステーション名	第5ステーション	第6ステーション	第7ステーション	
設置場所	手宮公園内	済生会小樽病院隣り公園予定地内	桜丘の上公園内	
共同企業体名	日道・三景外2社共同企業体	秋津・小杉外3社共同企業体	かさまる・嶋崎外1社共同企業体	
対象区域	赤岩1~3丁目 石山町 稲穂5丁目 色内3丁目2~10番 梅ヶ枝町 清水町 祝津1~4丁目 末広町 高島1~5丁目 手宮1~3丁目 豊川町 長橋2丁目 長橋3丁目8の一部、9~24番 錦町	相生町 旭町 有幌町 稲穂1丁目1~10番 稲穂2~4丁目 入船1丁目 色内1、2丁目、3丁目1、11、12番 勝納町 堺町 東雲町 新富町 住ノ江1丁目 住吉町 築港 富岡1丁目6~12、14~33番 富岡2丁目 長橋1丁目1~20番 信香町 花園1丁目、3丁目 緑1丁目5、6、9~16、18、19、21~31番 緑2丁目8~39番、3~5丁目 港町1、4~9番 最上1丁目6~11、20~25、36、37番 最上2丁目1~3番 山田町 若松1~2丁目	桜1~5丁目 潮見台1丁目12~18番、8・9・11番の一部、3丁目の一部 船浜町 望洋台2丁目30~32番 若竹町	

2-3. 当該年度の取組等について

1. 今年度の除雪体制等について

1) 除雪体制について

① 除雪対策本部事務局の変更

昨年度までは、除雪対策本部事務局を市役所別館4階に設置していましたが、夏から冬、冬から夏へと道路等維持業務の円滑な移行を図り、皆さんからのお問合せへの確に対応するため、今年度から本部事務局を塩谷2丁目の建設部建設事業室に設置します。

② 除雪ステーション等

除雪業務については、市内を地域ごとに分けて、除雪・排雪・凍結路面管理などを一括して除雪業者に委託する「地域総合除雪」を実施しています。今年度も市内を7地域に分け、各地域に除雪ステーションを設置し、地域の皆さんの除排雪作業に関するお問合せに対し、まず各ステーションで応答できるよう市と受託事業者でしっかりと連携を図っていきます。

2) 除排雪作業について

① 排雪作業の充実

今冬は道路パトロールにより、道路の路面状況や雪山状況の変化を的確に把握し、その後の気象状況も十分に勘案しながら、できる限り適切なタイミングで、かつ計画的な排雪作業の実施に努めます。

② 補助幹線道路(除雪第2種路線)の除雪出動基準の変更

除雪第2種路線の出動基準については、平成27年度から降雪量10cm以上で作業を実施してきましたが、今年度より従来の15cm以上での路面管理に変更します。ただし、除雪第1種と第2種路線の接続箇所、ロードヒーティング切れ目箇所にてできる限り段差が生じないよう適宜、注意をしながら作業の実施に努めていきます。

3) 貸出ダンプ制度の見直しについて

- 制度の概要：町内会等が自主的に行う生活道路の排雪に対して、市が費用を負担してダンプトラック(主に4トン)を無料で派遣しています。(同一箇所を最大2回を限度)

申込期間：平成30年12月3日～平成31年2月1日(貸出期間 1月13日～3月13日)

利用区分	貸出ダンプ利用期間	申込期間	抽選日
1回目の利用	31.1.13～31.3.13	30.12.3～30.12.17	31.1.7 14:00～
2回目の利用	31.2.20～31.3.13	30.12.3～31.2.1	31.2.14 14:00～

- 制度の変更：今年度から制度の一部が下表のとおり変更となっております。

	平成30年度	平成29年度
申込書の提出	積込業者の代理可	利用団体のみ可
受付期間・時間	1回目受付 平成30年12月3日から 平成30年12月17日 午前9時00分から午後5時20分 (土・日曜日、祝祭日を除く) 2回目受付 平成30年12月3日から 平成31年2月1日 午前9時00分から午後5時00分 (土・日曜日、祝祭日を除く)	1回目受付 平成29年11月27日から平成29年12月15日 午前9時00分から午後8時00分(土、祝祭日を除く) 平成29年12月3日・10日(日曜日のみ) 午前9時00分から午後5時00分 2回目受付 平成29年11月27日から平成29年12月15日 午前9時00分から午後8時00分(土、祝祭日を除く) 平成29年12月3日・10日(日曜日のみ) 午前9時00分から午後5時00分 平成29年12月18日から平成30年2月2日 午前9時00分から午後5時20分(土・日曜日、祝祭日を除く)
申込場所	市役所別館5階 建設部庶務課	市役所別館5階 庶務課(11月まで) 市役所別館4階 除雪対策本部事務局(12月から)

- 注意事項

- ・ 町会等の経費負担がない、市の基準額より低額な場合は、制度を利用することができません。
- ・ 排雪第1種・第2種路線及びバス路線・雪寒指定道路(※)は、制度利用の対象外とします。

※積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法による指定道路

- ・ 実施予定箇所が市の排雪と重複し、市が排雪を実施する場合や貸出ダンプの2回目の利用において、市の担当者が降雪・現場状況を確認し排雪が必要ないと判断した場合は、ダンプの派遣を中止することがありますので御理解ください。
- ・ 作業中に本来個人で対応すべき屋根や駐車場等の雪を出すなど、作業の支障となる行為は行わないでください。
- ・ 使用機械については、市に登録されている機械を御使用願います。

2. ロードヒーティング等路面对策について

- ロードヒーティング設置箇所への投雪は行わないでください。投雪することによりヒーティングの効きが極めて悪くなり、スリップ事故等の原因や電気の無駄使いになります。
- 気温、降雪量及び風速などの気象状況によっては効きが鈍くなる場合がありますので、ロードヒーティング箇所でも油断せず安全運転をお願いします。(特に電気使用量の多い午後4時から午後9時まではロードヒーティングの効きが鈍くなりますので、注意して走行願います。)

3. 市民との協働による雪対策の推進について

快適な冬を過ごすためには、市民の皆様一人ひとりの御理解、御協力が必要です。効率よく除排雪を進めるために、下記の点について御了承願います。

- 1) **道路への雪出し禁止**～屋根・宅地・私道・会社敷地内の雪など、本来それぞれれの所有者が処理すべき雪を道路に出さないようお願いします。
- 2) **路上駐車はやめましょう**～路上駐車は交通事故の原因や除排雪作業の障害になります。町会でも路上駐車を見かけたら、注意を促すようお願いします。
- 3) **屋根からの落雪防止**～屋根からの落雪は、通行車両や歩行者にとって大変危険です。早期に雪止めを取り付けるか雪おろしをするようお願いします。
- 4) **玄関・車庫前の雪の処理は御家庭で**～除雪作業では、どうしてもかき分けた雪が玄関前などに残ってしまいます。玄関・車庫前に置かれた雪は各家庭で処理するようお願いします。
- 5) **深夜・早朝の除排雪作業**～通常の除排雪作業は、通勤・通学の時間帯を避け、深夜から早朝に行い御迷惑をお掛けする場合がありますが、御了承願います。
- 6) **状況に応じた排雪作業**～降雪量や雪山、道路状況を勘案して、排雪路線については早めの作業に努めていきますが、路線によっては、状況に応じて雪山を全て取り除かず一部雪山を残す排雪を行う場合もありますので、御了承願います。
- 7) **砂まきボランティア**～市では砂散布車で作業していますが、急坂・狭隘などで散布車で砂まきが困難な場所もありますので、皆様のボランティアによる砂まきとともに融雪期における砂の回収もお願いします。
- 8) **雪置き場としての空き地等の有効活用について**～地域で発生した雪は、できるだけ地域内で処理することで効率的な除雪が可能となるため、地域内の雪を置くことができる空き地の提供をお願いします。
- 9) **子どもたちの安全確保について**～道路の両側に積まれた雪山や空き地などの雪堆積場で子どもたちを遊ばせないようにしてください。
- 10) **悪天候時の外出について**～冬期間の悪天候時や想定外の災害時には、安全な道路交通を確保できない場合があります。不要不急の外出を避け、天候の回復や道路状況の改善を確認してからの行動をお願いします。

3. 当該年度の雪対策情報

3-1. 地域総合除雪

市では毎年各地域に除排雪業務の窓口（除雪ステーション）を設置し、車道や歩道の除排雪、滑り止め材散布等の作業を一括して管理する地域総合除雪を実施しています。本年度は昨年度と同様、7ステーション体制で市民の皆様からの問い合わせなどに対応します。また、幹線道路やバス路線等のガタガタ路面の解消や、生活道路の一部で15cm以上の降雪が見込まれる場合に除雪作業を試行的に行う取り組みについても昨年度と同様に継続して行います。

3-2. 平成30年度の除排雪計画について

平成30年度の市の除排雪予算は、総額15億4,991万円です。予算の内訳には、道路の除排雪経費のほか雪堆積場等の管理経費、砂散布などの凍結路面对策経費、貸出しダンプ経費、除雪機械の定期点検などの整備費、電気代、ガス代などのロードヒーティング経費が含まれています。

除排雪を実施する路線延長は、除雪延長512km、排雪延長228kmとなっています。ロードヒーティングの運用については、気象状況に応じて対応します。そのため、ロードヒーティングの設置場所を走行する際は、ご注意願います。

3-3. 道路の除排雪の問い合わせ先

- ・国道、道道、市道などで連絡先、受付時間が異なります。
- ・大雪が降ると問い合わせが集中します。要件は手短かに伝える、繋がりにくいときは少し時間を置くなどご協力をお願いします。
- ・問い合わせは、受付時間内をお願いします。時間外は、転送電話での対応となります。時間外に送信いただいたファクスは、翌朝以降の回答となります。

(1) 国道

小樽開発建設部小樽道路事務所
電話：0134-22-9116 ファクス：0134-33-1719
(午前8時30分から午後5時15分)
※土・日曜日、祝日と時間外は電話0134-32-3237へ

(2) 道道

小樽建設管理部事業室事業課
電話：0134-54-7670 ファクス：0134-54-5722
(午後8時45分から午後5時30分)
※土・日曜日、祝日と時間外は転送電話となります

(3) 札幌自動車道

NEXCO東日本お客様センター
電話：0570-024-024
(24時間受け付け)
※PHS、IP電話の方は電話03-5338-7524へ

(4) 港湾地区内の道路

小樽市産業港湾部港湾室
電話：0134-23-1107 ファクス：0134-23-1109
(平日、午前8時50分から午後5時20分 ※土、日曜日、祝日を除く)

(5) 市道

除雪第1ステーション（北地域）	電話：0134-26-2789	ファクス：0134-26-2859
除雪第2ステーション（松ヶ枝地域）	電話：0134-64-7057	ファクス：0134-64-7056
除雪第3ステーション（望洋台・朝里地域）	電話：0134-54-2902	ファクス：0134-54-2909
除雪第4ステーション（銭函地域）	電話：0134-61-5368	ファクス：0134-61-5367
除雪第5ステーション（手宮地域）	電話：0134-64-5670	ファクス：0134-64-5675
除雪第6ステーション（勝納地域）	電話：0134-64-5403	ファクス：0134-64-5404
除雪第7ステーション（若竹・桜地域）	電話：0134-64-1046	ファクス：0134-64-1048

- ・各ステーションには、午前8時50分から午後5時20分まで担当者を配置しています。
- ・午後5時20分以降については、転送電話での対応となります。なお、担当者の外出時も転送電話となることがあります。

3-4. 雪堆積場

小樽市では、広く市民の皆様にご利用いただけるよう、市内5カ所の雪堆積場を一般開放しています。

(1) 開設期間

①～④は12月中旬から3月中旬まで、⑤は12月下旬から3月中旬まで。
12月31日と1月1日は閉鎖。

(2) 開設時間

午前9時～午後5時（望洋シャンツェ駐車場は午前7時～午後5時）

(3) 問合せ先

①は第5ステーション 電話：0134-64-5670

②、④は幸1丁目管理員詰め所 電話：0134-32-7736

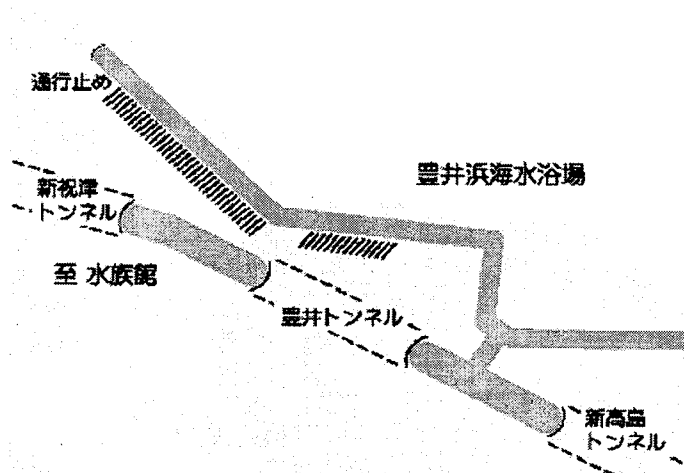
③は中央ふ頭監理員詰め所 電話：0134-27-8609

⑤は第4ステーション 電話：0134-61-5368

- ・雪を搬入する際は、雪の中に空き缶などの異物が入らないようにしてください。
- ・堆積状況によっては閉鎖となる場合があります。事前にお問合せください。

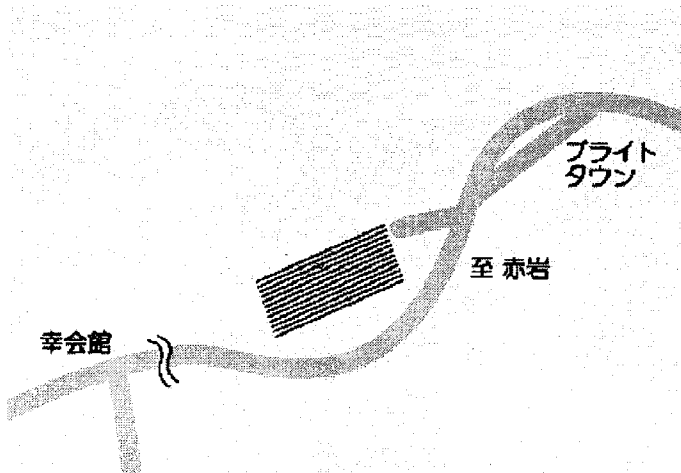
① 祝津豊井浜

(12月中旬～3月中旬)

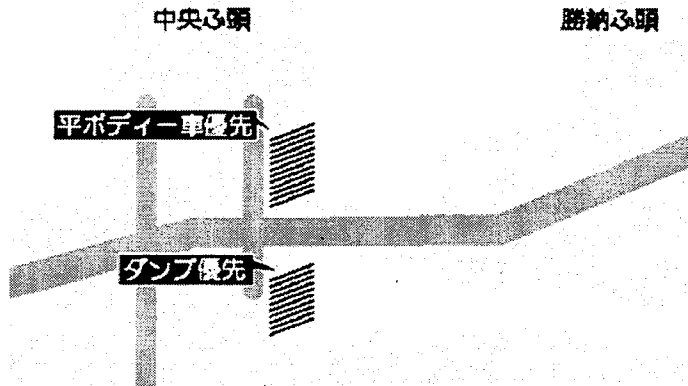


② 幸1丁目

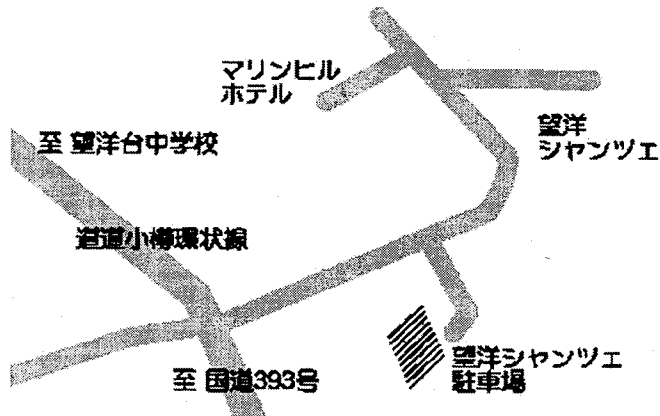
(12月中旬～3月中旬)



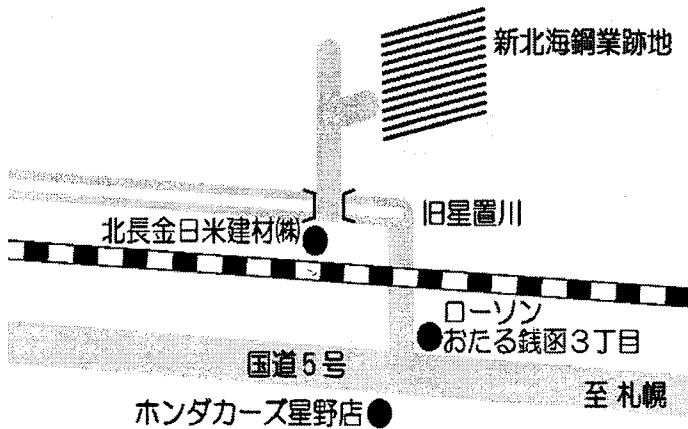
③中央ふ頭
(12月中旬～3月中旬)



④望洋シャンツェ駐車場
(12月中旬～3月中旬)



⑤銭函3丁目
(12月下旬～3月中旬)



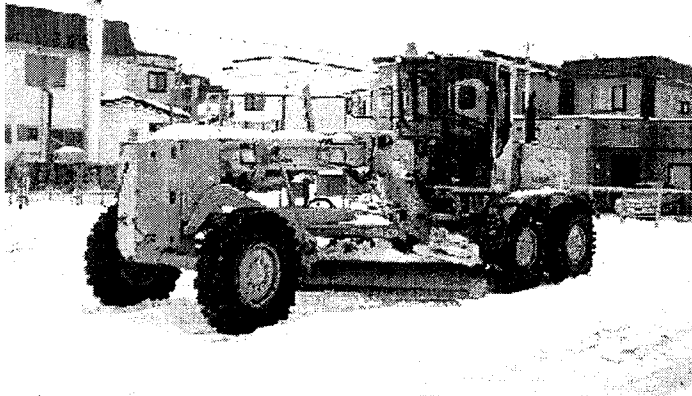
3-5. 貸出ダンプ制度

町会などが市に登録のある積み込み業者と契約して自主的に行う生活道路の排雪に対し、市が費用を負担してダンプ（運転手付き）を派遣する制度です。詳しくは7. 貸出ダンプ制度で記載。

4. 除雪車の紹介

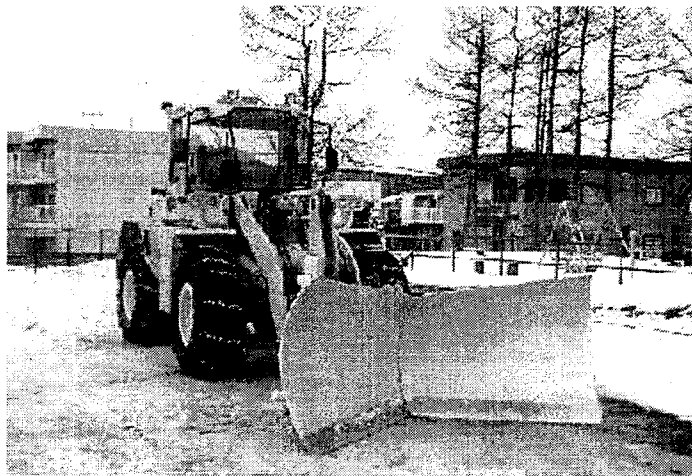
(1) 除雪グレーダ

除雪グレーダは、道路幅員も多く交通量の多い幹線道路での新雪除雪と路面整正などに使用します。



(2) タイヤドーザ

タイヤドーザは、比較的交通量の少ない生活道路などでの新雪除雪、拡幅除雪などに使用します。



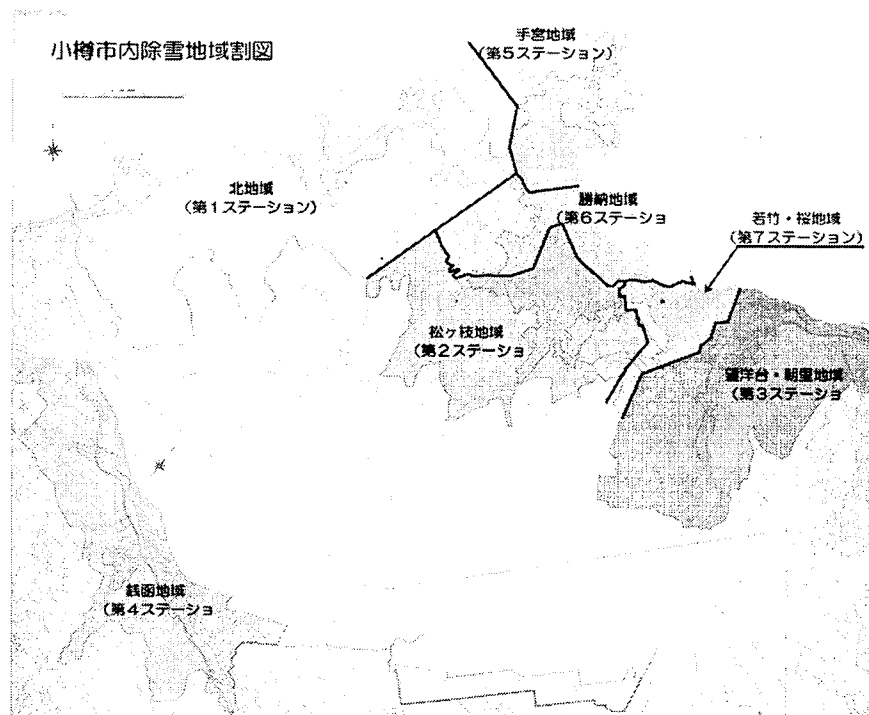
(3) ロータリ除雪車

ロータリ除雪車は、主に拡幅除雪、歩道除雪、運搬排雪などに使用します。



5. 除雪ステーション対象区域

除雪ステーションの対象区域を以下のホームページから検索することができます。
http://www.city.otaru.lg.jp/simin/sumai/doro_johaisetu/johaisetu/johaisetsu-taisyokuiki.html
また、参考として以下に小樽市の除雪地域割図を添付します。



6. 除雪懇談会

小樽市では、昨年度の雪対策状況をお知らせするほか、市民の皆様のご意見・ご要望をお伺いする場として、除雪懇談会を開催します。平成30年度は2回の開催（2回目は9会場での開催）を予定しております。

7. 貸出ダンプ制度

(1) 貸出ダンプ制度概要

市民の皆さんが居住する地域の冬期間の交通を確保するため、町会又は団体が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣し運搬処理を行うことにより、町会の排雪費用の軽減を図るものです。

(2) 対象となる道路

・「積込業者が市に登録した積込機械」が作業できる道路(国道・道道・市排雪1種・2種路線・バス路線を除く)で、除雪路線に接続した道路とします。
・本制度の目的から、屋根、駐車場など道路以外の排雪はご遠慮ください。

(3) 時間及び台数

貸出時間は、原則として午前8時から午後5時までです。また、当該道路の作業量、当日の申し込み状況等により、ダンプの車種および台数を変更させていただく場合があります。

(4) 積込み機械

貸出ダンプへの雪の積込みは、ショベル系統およびロータリ等の機械により積込むものとし、町会などが手配し、その費用を負担することになります。積込み機械は、業者が市に届け出た機械に限定し、現場に適しない機種については、市の指導により変更することもあります。

※平成30年度貸出ダンプ制度登録業者数は33社。

詳細は小樽市役所 建設部建設事業室維持課まで（電話：0134-26-0205）